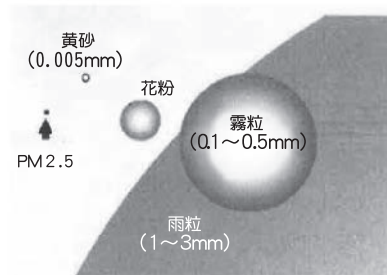


北海道 微小粒子状物質 (PM2.5) に関する注意喚起について

北海道では、平成25年4月1日から関係自治体と連携し、微小粒子状物質 (PM2.5) が高濃度になると予測される日の朝に、道民の皆様に注意喚起することにしました。

PM2.5とは何？

大気中に浮遊している粒径が $2.5\mu\text{m}$ (2.5mm の千分の1) 以下の粒子状物質であり、非常に小さいため (髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。



PM2.5の環境基準はあるの？

平成21年9月に環境基本法第16条第1項に基づく人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準として、次のとおり環境基準が設定されています。

「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」

中国の影響はあるの？

西日本では、広域で中国からの越境汚染の影響が見られ、PM2.5について環境基準を超える濃度が観測されています。しかし、これまでのところ道内では、中国の影響と考えられる高濃度は観測されていません。

注意喚起はいつ出て、いつ解除するの？

札幌市、函館市、旭川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、千歳市の7市において、午前5～7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に日中高濃度になると予測されるため、各市が市内全域に注意喚起を発動します。道は、市が注意喚起を発動したことを全道域に周知します。また、一度注意喚起が発動されましたら終日有効とします。

注意喚起が出たらどうすればいいの？

- 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らしましょう。
- 屋内では換気や窓の開閉をできるだけ少なくしましょう。
- 呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児、高齢者の皆様は、体調に応じて、より慎重に行動しましょう。

道ホームページアドレス

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/taiki/pm25rev.htm>

連絡先
北海道環境生活部環境局環境推進課
大気環境G ☎011-204-5192